

令和 7 年 3 月 度  
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 7 年 3 月 25 日（火） 午後 2 時 30 分～3 時 40 分

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 3 階 大会議室

3. 議 事

- 日程第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
日程第 2 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について  
日程第 3 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について  
日程第 4 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
日程第 5 議案第 5 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用  
集積計画について

4. 出席した農業委員（13 名）

|              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 1 番 鈴 木 伸 一  | 2 番 赤 石 忠 秋  | 3 番 石 原 郷 士  |
| 4 番 岩 崎 十三江  | 5 番 大 澤 恵美子  | 6 番 櫻 井 正 彦  |
| 7 番 清 水 照 夫  | 8 番 関 口 裕    | 9 番 田 村 範 行  |
| 10 番 深 澤 良 朗 | 11 番 星 野 邦 夫 | 12 番 星 野 文 雄 |
| 13 番 小 林 利 信 |              |              |

5. 欠席した農業委員（ 名）

6. 出席した農地利用最適化推進委員（11 名）

|              |              |             |
|--------------|--------------|-------------|
| 1 番 新 井 巖 雄  | 2 番 石 原 茂 樹  | 3 番 岩 崎 俊 明 |
| 4 番 大 塚 孝 一  | 5 番 奥 澤 孝太郎  | 6 番 小 倉 正 範 |
| 7 番 尾 澤 勝    | 9 番 小 林 和 弘  | 10 番 武 裕 士  |
| 11 番 田 中 由 朗 | 13 番 星 野 健 一 |             |

7. 欠席した農地利用最適化推進委員（2 名）

8 番 金子 昇  
12 番 長澤 修一

8. 出席した事務局職員（3 名）

|      |         |        |         |
|------|---------|--------|---------|
| 事務局長 | 山 銅 敏 男 | 事務局長補佐 | 高 橋 潤 一 |
| 係 長  | 山 本 賢   | 主 査    | 松 嶋 広 晃 |

事務局 それでは、これより令和7年3月の農業委員会総会を開催いたします。  
本日の出席委員は農業委員13名中、現在の出席委員は13名です。以上により、  
本日の総会は農業委員会等に関する法律第27条第3項により、過半数に達しておりますので、総会は成立いたしますことをご報告申し上げます。また在任の農地  
利用最適化推進委員13名中、現在の出席委員は11名となります。  
それでは、開会に先立ちまして、小林会長よりご挨拶をいただきます。

会長 皆さんこんにちは。本日も審議事項がありますので、慎重審議の上、総会がスムーズに進みますようよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。それでは、これからは会長が議長となり総会を進めて参りますので、よろしくお願いいたします。

議長 議事に入らせていただきます。

#### 会期の決定

議長 会期決定についてお諮りいたします。令和7年3月25日、会期は本日一日限りでよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 会期は令和7年3月25日、一日限りといたします。

#### 議事録署名人の決定

議長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

議長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「1番：鈴木 伸一 委員」と「2番：赤石 忠秋 委員」の両名にお願いいたします。

#### 議案第1号

議長 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町西鹿田、田、贈与。譲受人、譲渡人合意のもと、所有権の移転(贈与)を行いたく申請するもの。

番号2番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町桐原、畑、売買。譲受人、譲渡人合意のもと、所有権の移転(売買)を行いたく申請するもの。

番号3番。譲受人、譲渡人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町桐原、畑、売買。譲受人、譲渡人合意のもと、所有権の移転(売買)

を行いたく申請するもの。

番号4番。譲受人、譲渡人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町桐原、畑、売買。譲受人、譲渡人合意のもと、所有権の移転(売買)を行いたく申請するもの。

以上4件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号1番

議 長

番号1番について、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないので、番号1番について採決をいたします。番号1番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号1番の申請は可決いたします。

番号2番

議 長

続きまして番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないので、番号2番について採決をいたします。番号2番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号2番の申請は可決いたします。

番号3番

議 長

番号3番について、ご意見等ございますか。

12番委員

12番、星野です。譲受人は自作の農地がなく、所在地が大泉町で利根川に近い所です。何か特別な事情があってこの土地を譲り受ける事になったのか、それとも何年か先の移転先の候補として譲り受けるようになったのか、その辺わかっているようでしたら教えてください。

事務局

この案件については、去年すでに買いたいという話がありました。農家でないと農地は買えないという中で、農地を借りて1年間実績を作ってもらいました。距離的な問題はありますが、今の状況でやっているという話は聞いています。

議 長 他にご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 3 番について採決をいたします。番号 3 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 3 番の申請は可決いたします。

#### 番号 4 番

議 長 続きまして番号 4 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 4 番について採決をいたします。番号 4 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 4 番の申請は可決いたします。

#### 議案第 2 号

議 長 日程第 2 議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 番号 1 番。申請人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町久宮、畑、建売住宅用地。現在、不動産業を営んでおり、閑静で環境の良い申請地に、建売住宅を建築したく申請するもの。

番号 2 番。申請人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑、敷地拡張用地。申請地は住まいの隣地であり、敷地拡張用地として申請するもの。

番号 3 番。申請人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町西鹿田、畑、駐車場・通路用地。申請地は住まいの隣地であり、駐車場・通路用地として申請するもの。

以上 3 件の審議について、よろしくお願いいたします。

#### 番号 1 番

議 長 番号 1 番について、笠懸第 6 区の担当委員より説明をお願いします。

2 番 委 員 7 番、清水です。地図の 1 番をご覧ください。申請地は、国道 50 号線、杉菜原の信

号を南下し、両毛線の高架を過ぎて、3つ目の〇〇〇がある所の信号を右折し、約800m直進後、左折して約200m南下した所になります。北側には太陽光発電所、南側には住宅、東側にも住宅が建っており、何ら問題は無いと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号1番の申請は可決いたします。

#### 番号2番

議 長 番号2番について、始末書の添付がありますので、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事務局 (始末書の朗読)

議 長 番号2番について、笠懸第7区の担当委員より説明をお願いします。

1番委員 1番、鈴木です。地図の2番をご覧ください。申請地は国道50号線の鹿の信号の交差点を南へ約200m南下し、JR両毛線第1大間々踏切を越えて約300m南下すると、〇〇〇がある信号があります。ここを左折して、約250m直進した右側となります。現地の右側は家族の土地になりますので、何ら問題はないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号2番の申請は可決いたします。

#### 番号3番

議 長 番号3番について、始末書の添付がありますので、事務局より始末書の朗読をお願いします。

願います。

事務局 (始末書の朗読)

議長 番号3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 この案件につきましては、昭和時代から家の入り口の所の通路がありまして、畑の脇の通路を約20m行くと屋敷があります。その入り口の1部が畑だったという事です。ずっと畑だったという状況を知らずに、今日まで先代からずっと使っていたことから転用をしたいという事です。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。番号3番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議長 意見等ないので、番号3番について採決をいたします。番号3番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員として、番号3番の申請は可決いたします。

### 議案第3号

議長 日程第3議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1番。当初計画者及び承継者については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑。当初の事業計画、一般住宅用地。計画変更後の事業計画、建売分譲住宅用地、建売分譲住宅7棟。当初計画では、一般住宅用地として農地転用を行ったが、その予定はなくなり、承継者が建売分譲住宅用地として農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請を行うもの。

番号2番。当初計画者及び承継者については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑。当初の事業計画、一般住宅用地。計画変更後の事業計画、一般住宅用地、一般住宅1棟。現在、借家で生活をしているが、住宅を建築したく両親に相談したところ、申請地を貸してもらえなくなったため、計画変更を行うもの。

番号3番。当初計画者及び承継者については記載のとおりです。土地の表示等になります。東町神戸、畑。当初の事業計画、駐車場用地。計画変更後の事業計画、太陽光発電施設用地、太陽光発電モジュール168枚。当初の計画では、駐車場用地として農地転用を行ったが、その予定はなくなり、承継者が太陽光発電施設用地として農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請を行うもの。

以上3件の審議について、よろしく願いいたします。

番号1番

議 長

番号1番について、笠懸第1区の担当委員より説明をお願いします。

2番委員

2番、赤石です。地図の4番をご覧ください。申請地は、桐生競艇場東側の道路を桐生市方面に進み、桐生市とみどり市の境界に交差点があります。その交差点の右側に〇〇〇がありまして、その裏をみどり市笠懸町の方面に戻り、約150m進み左折したすぐ左側です。草が多少生えておりますが何の問題もございません。ご審議の程よろしく願いいたします。

議 長

説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

9番推進委員

土地よりも建物の面積が大きいですが、隣接地と一体利用ということですか。

事 務 局

この後、農地法第5条の規定に基づく許可申請案件で出てくるのですが、全体では隣接地を含めた3筆の合算で7棟の建売分譲住宅を建設したいということです。

議 長

説明が終わりました。ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないので、番号1番について採決をいたします。番号1番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員と認め、番号1番の申請は可決いたします。

番号2番

議 長

番号2番について、笠懸第9区の担当委員より説明をお願いします。

1番委員

1番、鈴木です。地図の5番をご覧ください。申請地は国道50号線を桐生方面に向かって約500m直進した十字路の左側となります。道路及び宅地に囲まれておりますが何ら問題もないと思いますが、ご審議の程よろしく願いいたします。

議 長

説明が終わりました。番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないので、番号2番について採決をいたします。番号2番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員と認め、番号2番の申請は可決いたします。

### 番号 3 番

議 長

番号 3 番について、東第 4 区の担当委員より説明をお願いします。

8 番委員

8 番、関口です。地図の 6 番をご覧ください。申請地は、現在廃校になりました東中学校の西側、介護福祉施設の南側にあたる所でございます。現在は草になっておりますけども、何ら問題はないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。

議 長

説明が終わりました。番号 3 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号 3 番について採決をいたします。番号 3 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員と認め、番号 3 番の申請は可決いたします。

### 議案第 4 号

議 長

日程第 4 議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

2 件ずつ説明させていただきます。

番号 1 番。借主、貸主については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑。店舗・駐車場用地、賃貸借。現在、食料品の製造及び販売等の事業を行っており、周辺の道路が整備されているなど、環境の良い申請地に店舗の建築、駐車場の設置をしたく申請するもの。

番号 2 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑。建売分譲住宅用地、売買。現在、不動産業を営んでおり、閑静で環境の良い申請地に、建売住宅を建築したく申請するもの。

以上 2 件の審議について、よろしく願いいたします。

### 番号 1 番

議 長

番号 1 番について、笠懸第 4 区の担当委員より説明をお願いします。

9 番委員

9 番、田村です。地図の 7 番をご覧ください。申請地は、岩宿駅北側の道を桐生市方面に進み約 800m 直進した左側と、その先の信号を左折して約 20m 行った左側の 2 カ所になります。特に問題はないと思われますので、ご審議の程よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 1 番の申請は可決いたします。

#### 番号 2 番

議 長 番号 2 番について、笠懸第 1 区の担当委員より説明をお願いします。

2 番委員 2 番、赤石です。地図の 4 番をご覧ください。申請地は、桐生伊勢崎線、笠懸方面から桐生方へ向かいますと左側に桐生競艇場があります。その先、桐生市とみどり市の境の交差点の右側に〇〇〇があります。〇〇〇の裏をまた笠懸の方へ戻り約 150m 進み左折した左側です。先ほど計画変更で説明した所です。

議 長 説明が終わりました。番号 2 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 2 番について採決をいたします。番号 2 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 2 番の申請は可決いたします。

事務局 続きまして、番号 3 番、番号 4 番についてご説明いたします。  
番号 3 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町久宮、畑。一般住宅用地、売買。現在アパートで生活しているが、手狭になってきたことから、閑静で環境の良い申請地に住宅を建築したく申請するもの。  
番号 4 番。借主、貸主については、記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑。一般住宅用地、使用貸借。現在、アパートで生活しているが手狭になってきたことから、閑静で環境の良い申請地に住宅を建築したく申請するもの。  
以上 2 件の審議について、よろしくお願いいたします。

#### 番号 3 番

議 長 番号 3 番について、笠懸第 6 区の担当委員より説明をお願いします。

7 番委員 7 番、清水です。地図の 8 番をご覧ください。国道 50 号、杉菜原の信号を南下し

た南下した西側になります。南側には〇〇〇という自動車屋があり、西側は市道が通っています。現在は牧草が作られているようですが何ら問題はないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。番号3番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないので、番号3番について採決をいたします。番号3番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号3番の申請は可決いたします。

#### 番号4番

議 長 番号4番について、笠懸第7区の担当委員より説明をお願いします。

1番委員 1番、鈴木です。地図の9番をご覧ください。申請地は国道50号線鹿の信号の交差点を約500m南下しますと、JR両毛線第1大間々踏切がございます。その踏切を約300m南下しますと、〇〇〇があります。その信号を左折して約250m直進した右側となります。現地は農地として管理されており、周りは親戚の土地ですので何ら問題はないかと思います。審議の程よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。番号4番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないので、番号4番について採決をいたします。番号4番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号4番の申請は可決いたします。

事務局 続きまして、番号5番、番号6番についてご説明いたします。  
番号5番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑。建売分譲住宅用地(3区画)、売買。現在、不動産業を営んでおり、閑静で環境の良い申請地に建売分譲住宅を建築したく申請するもの。  
番号6番。借主、貸主については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑。一般住宅用地、使用貸借。現在、アパートで生活しているが、手狭になってきたことから、閑静で環境の良い申請地に住宅を建築したく申請するもの。  
以上2件の審議について、よろしく願いいたします。

番号 5 番

議 長

番号 5 番について、笠懸第 9 区の担当委員より説明をお願いします。

1 番委員

1 番、鈴木です。地図の 10 番をご覧ください。申請地は国道 50 号線を桐生方面に向かい、笠懸小学校手前の信号を左折し 250m 程直進した右側となります。周囲は道路及び道路予定地であり、問題は無いと思います、審議の程よろしく願いいたします。

議 長

説明が終わりました。番号 5 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないので、番号 5 番について採決をいたします。番号 5 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号 5 番の申請は可決いたします。

番号 6 番

議 長

番号 6 番について、笠懸第 9 区の担当委員より説明をお願いします。

1 番委員

1 番、鈴木です。地図の 5 番をご覧ください。申請地は、国道 50 号前鹿田の信号を桐生方面に向かって左折し、500m 程直進した十字路の左側となります。周囲は道路及び宅地があり、問題は無いと思いますので、審議の程よろしく願いいたします。

議 長

説明が終わりました。番号 6 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないので、番号 6 番について採決をいたします。番号 6 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号 6 番の申請は可決いたします。  
番号 7 番、8 番につきましては、尾澤推進委員に関連がございますので、議場より退出をお願いいたします。

事 務 局

続きまして、番号 7 番、番号 8 番についてご説明いたします。  
番号 7 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町大間々、畑。内科・婦人科クリニック用地、売買。現在、医師として勤務医をしており、申請地は自宅から近く、環境が良いことから内科・婦人科クリニックを建設してく申請するもの。

番号 8 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町大間々、畑。調剤薬局用地、売買。現在薬局の経営をしており、申請地の隣接地に診療所が建築予定であることから、申請地に調剤薬局を建築したく申請するもの。

以上 2 件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号 7 番

番号 8 番

議 長

番号 7 番、8 番について、大間々第 8 区の担当委員より説明をお願いします。

5 番委員

5 番、大澤です。地図の 11 番をご覧ください。申請地は、〇〇〇の西側の県道、大間々尾島線を北上し、約 500m 進んだ東側になります。北側には老人保健介護施設、東側は住宅地に囲われており、開業されるのには出入りもしやすく、便利になるかと思しますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。番号 7 番、8 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないので、番号 7 番、8 番について採決をいたします。番号 7 番、8 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号 7 番、8 番の申請は可決いたします。  
尾澤さん、入室をお願いいたします。

事 務 局

今の案件は、筆自体は分かれています、一体利用になっておりますので、一緒に説明させて頂きました。よろしくお願いいたします。

事 務 局

続きまして、番号 9 番、番号 10 番についてご説明いたします。  
番号 9 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町高津戸、田。太陽光発電パネル設置用地、売買。現在、再生可能エネルギー発電及び売電事業を行っており、環境の良い申請地に太陽光発電パネルを設置したく申請するもの。  
番号 10 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町高津戸、田及び畑。太陽光発電パネル設置用地、売買。現在、再生可能エネルギー発電及び売電事業を行っており、環境の良い申請地に太陽光発電パネルを設置したく申請するもの。  
以上 2 件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号 9 番

議 長

番号 9 番について、大間々第 14 区の担当委員より説明をお願いします。

5 番委員

5 番、大澤です。地図の 13 番をご覧ください。こちらは、高津戸なんですけど、

高津戸橋を桐生方面に行きまして、自音寺東側に広がった棚田です。非常に綺麗に整地してありまして、太陽もしっかり当たるので問題ないかと思しますので、審議の程よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。番号 9 につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないので、番号 9 番について採決をいたします。番号 9 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 9 番の申請は可決いたします。

#### 番号 10 番

議 長 番号 10 番について、大間々第 14 区の担当委員より説明をお願いします。

5 番委員 5 番、大澤です。地図 14 番をご覧ください。自音寺東側の通路を 30m 行った先を西に向かって、一角広く畑が広がっているような状態です。すでに西側には太陽光発電の設備が設置されている所もあり、土地自体は非常に日当たりも良い所で、整地もされていて何ら問題はないと思しますので、審議の程よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。番号 10 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないので、番号 10 番について採決をいたします。番号 10 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 10 番の申請は可決いたします。

事務局 続きまして、番号 11 番についてご説明いたします。  
番号 11 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。東町神戸、畑。太陽光発電設備用地、売買。現在、再生可能エネルギー発電及び売電事業を行っており、環境の良い申請地に太陽光発電パネルを設置したく申請するもの。

以上 1 件の審議について、よろしく願いいたします。

番号 11 番

議 長

番号 11 番について、東第 4 区の担当委員より説明をお願いします。

8 番委員

8 番、関口です。地図 6 番をご覧ください。先ほどの農地法第 5 条、計画変更申請番号 3 番で説明したその土地と、隣の土地になります。東側が農地であります、説明済みとなっておりますので問題無いと思われます。南側、西側は既に太陽光発電が完成しております。審議の程よろしく願います。

議 長

説明が終わりました。番号 11 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないので、番号 11 番について採決をいたします。番号 11 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号 11 番の申請は可決いたします。

議案第 5 号

会 長

日程第 5 議案第 5 号「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

今回は新規設定が 5 件、再設定が 4 件ございます。

はじめに新規設定からご説明いたします。「利用権を設定する土地」「利用権の設定を受ける者」「利用権を設定する者」「設定する利用権」は記載のとおりになります。

番号 1 番、大間々町上神梅、台帳畑及び田、現況は畑、雑種地、田となります。

番号 2 番、大間々町浅原、台帳、現況とも田となります。

番号 3 番、大間々町塩原、台帳、現況とも田となります。

番号 4 番、大間々町塩原、台帳、現況とも田及び畑となります。

番号 5 番、大間々町塩原、台帳、現況とも畑となります。

新規設定 5 件の地積合計は、9,871 m<sup>2</sup>となります。よろしくご審議のほど、願います。

議 長

事務局の説明が終わりました。新規設定番号 1 番から 5 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないので、新規設定番号 1 番から 5 番について採決をいたします。新規設定番号 1 番から 5 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、新規設定番号 1 番から 5 番の申請は可決いたします。  
それでは、再設定の利用集積計画について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 続きまして、再設定について説明いたします。「利用権を設定する土地」「利用  
権の設定を受ける者」「利用権を設定する者」「設定する利用権」は記載のとおり  
になります。

番号 1 番、笠懸町久宮、台帳、現況とも畑となります。

番号 2 番、笠懸町久宮、台帳、現況とも畑となります。

番号 3 番、大間々町大間々、台帳、現況とも畑となります。

番号 4 番、大間々間町下神梅、台帳、現況とも畑となります。

再設定 4 件の地積合計は、13,461 ㎡となります。よろしくご審議のほど、お願い  
いたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。再設定番号 1 番から番号 4 番につきまして、ご意  
見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、再設定番号 1 番から番号 4 番について採決をいたしま  
す。再設定番号 1 番から番号 4 番について原案のとおり決定することに賛成の方  
は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、再設定番号 1 番から番号 4 番の申請は可決いたします。  
ありがとうございました。

これですべての審議を終了しましたので、令和 7 年 3 月度農業委員会を閉会します。

閉会時刻 令和 7 年 3 月 25 日 午後 3 時 40 分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名する。

議事録署名人

会 長

小林利信

1 番委員

鈴木伸一

2 番委員

森田忠秋